

# 岐阜県公報

## 目 次

### 訓 令 甲

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令  
岐阜県鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

(行政管理課)  
(情報企画課)

—<sup>ページ</sup>—

号外 (十) 令和三年四月一日

### 訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十号

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務合理化対策委員会規程(昭和三十二年岐阜県訓令甲第八号)の一部を次の

ように改正する。

別表中「総務部情報企画課長」を「総務部デジタル戦略推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十一号

岐阜県鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

庁中一般  
各現地機関

岐阜県鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県鍵情報等管理規程（平成十四年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改める。

第三条第二項中「総務部情報企画課長」を「総務部情報システム課長」に、「情報企画課長」を「情報システム課長」に改める。

第四条第一項の表第三条第二項に規定する署名の項中「情報企画課長」を「情報システム課長」に、「つえ」を「上」に改め、同条第三項中「情報企画課長」を「情報システム課長」に改める。

第六条及び第八条から第十条までの規定中「情報企画課長」を「情報システム課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社